

議案第56号

特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年11月28日提出

小野市長 蓬 萊 務

(提案理由)

特別職の職員で常勤のものゝ期末手当について、人事院勧告に伴う一般職の職員の給与改定に準じて改めるため。

特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例（昭和34年小野市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の227.5」を「100分の232.5」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、6月に支給する場合には100分の212.5、12月に支給する場合には100分の232.5」を「100分の222.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例中第1条の規定は、公布の日から施行し、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。